

議案第47号

市有地売却の件

下記のとおり土地を売却することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

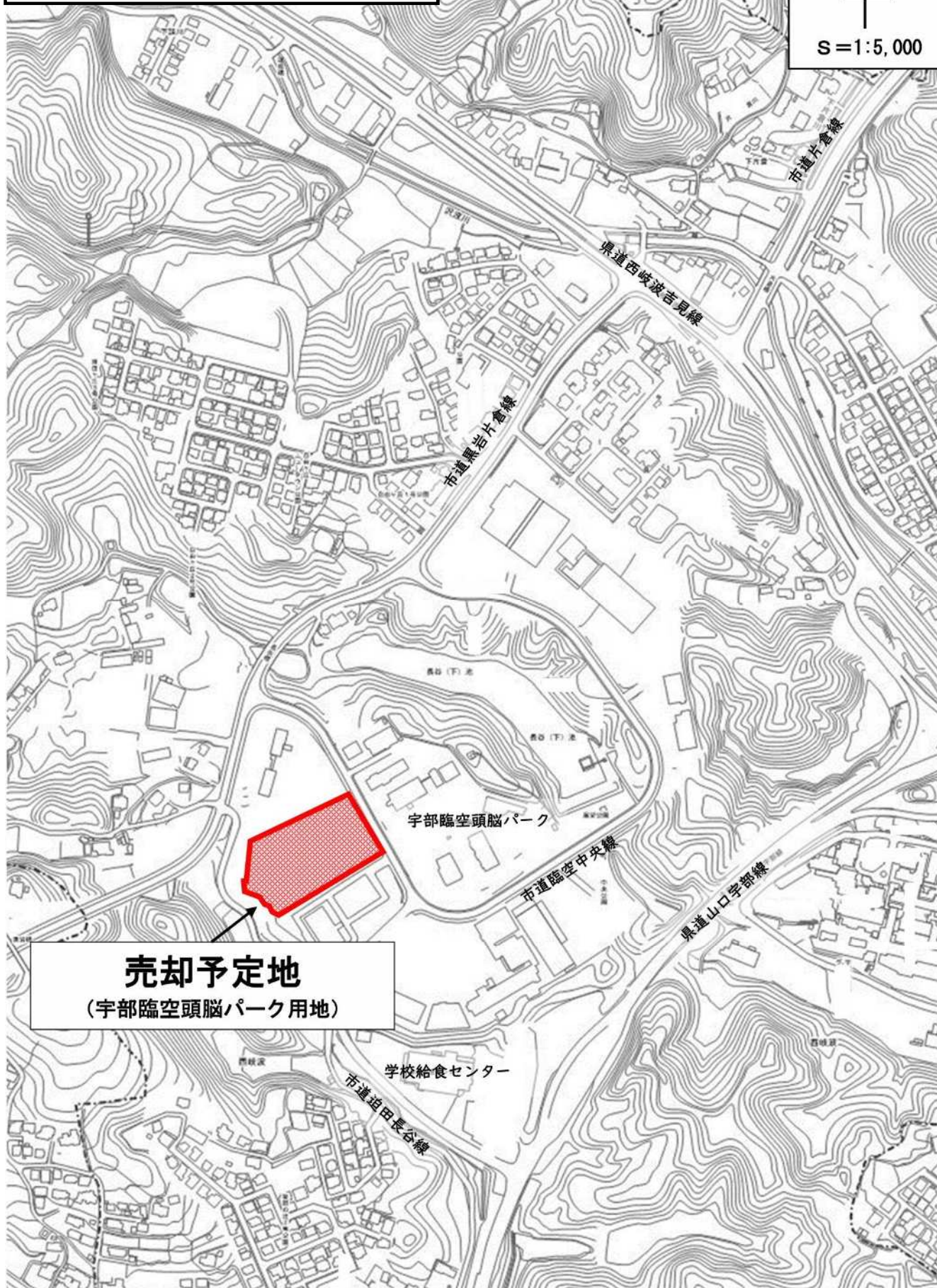
- 1 売却の目的 産業団地への企業誘致
- 2 売却する土地の所在及び地目 宇部市大字西岐波字山田1173番150 宅地
- 3 売却面積 10,701.82㎡
- 4 売却金額 一金 53,295,063円也
- 5 契約の方法 随意契約
- 6 売却の相手方 東京都墨田区錦糸一丁目7番7号
SEMITEC株式会社
代表取締役 石塚大助

議案第47号参考図

位置図



S=1:5,000



売却予定地

(宇部臨空頭脳パーク用地)

SEMITEC株式会社の概要

1 会社概要

- (1) 所在地 (本社) 東京都墨田区錦糸一丁目7番7号
(工場) 千葉県千葉市花見川区天戸町1319番地1
- (2) 代表者 代表取締役 石塚 大助
- (3) 設立 昭和33年(1958年)3月13日
- (4) 資本金 7億7,302万円
※東京証券取引所スタンダード市場上場
- (5) 事業内容 電子部品の製造販売(業種:製造業)
- (6) 従業員数 国内:219名(グループ連結:3,842名)
※令和7年(2025年)3月末時点
- (7) 年間業績 過去3か年(決算資料から抜粋)

	売上高	経常利益
2025年3月期	約253億円	約40億円
2024年3月期	約226億円	約38億円
2023年3月期	約232億円	約42億円

- (8) 主要取引先 オムロン(株)、キヤノン(株)、京セラドキュメントソリューションズ(株)、シャープ(株)、ソニー(株)、パナソニック(株)、(株)日立製作所、トヨタバッテリー(株) 他

2 進出計画

- (1) 進出予定地 宇部臨空頭脳パーク
ろ区画(10,701.82㎡)
- (2) 事業内容 サーミスタの製造
※サーミスタ:温度センサ
- (3) 建物建築面積 鉄筋コンクリート1階建
1棟(工場・事務所併設)
建築面積 約2,570㎡(延床面積 約2,570㎡)
- (4) 設備投資額(概算) 約30億円
- (5) 着工予定 令和8年9月
- (6) 操業開始予定 令和10年4月
- (7) 雇用予定人数 (当初)11人(常用8人、パート3人)
(最終)45人(常用25人、パート20人)



サーミスタ(SEMITEC社WEBから)

UBE RINKU ZUNOU PARK

宇部臨空頭脳パーク

「充実のインフラ、アクセスも抜群!」

山口宇部空港からわずか5km、研究開発インフラと抜群のアクセスに恵まれた団地。
山口宇部道路から直接乗り入れ可能で、とても便利です。



区画地図

■立地企業

い区画 (株)エイム	り-1区画 (株)サニクリーン中国
は区画 (株)ジャネックス	り-2区画 鈴木治作(株)
に-は区画 (株)創舎	ぬ区画 (株)エムビーエス
あ区画 キソメック(株)	る-1区画 (株)アビールコム
と-1区画 プロビジョン(株)	る-2区画 ほほ笑みデイサービスセンター
と-2区画 備後特殊金網(株)	を-わ区画 (株)三和
と-3-4区画 (株)東京屋クリーニング	か区画 (株)ヤマシタ
ち区画 サンヨーコンサルタント(株)	



議案第三十一号

宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

（宇部市中央卸売市場業務条例の一部改正）

第一条 宇部市中央卸売市場業務条例（昭和四十七年条例第三十四号）の一部を次のように改める。

第三条に次の一項を加える。

2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食物品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食物品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

第五十四条に次の一項を加える。

3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第三条第二項に基づき公表された指定飲食物品等に係る食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

二 食品等持続的供給法第三十六条各号に規定する措置の内容

（宇部市地方卸売市場業務条例の一部改正）

第二条 宇部市地方卸売市場業務条例（昭和四十七年条例第四十七号）の一部を次のように改める。

第三条に次の一項を加える。

2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食物品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食物品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

第四十八条に次の一項を加える。

4 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第三条第二項に基づき公表された指定飲食物品等に係る食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

二 食品等持続的供給法第三十六条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

「説明」

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市中央卸売市場業務条例(昭和四十七年条例第三十四号)

旧

新

(取扱品目)

(取扱品目)

第三条

第三条

(市長による卸売予定数量等の公表)

(市長による卸売予定数量等の公表)

第五十四条

第五十四条

2

2

3 | 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 | 第三条第二項に基づき公表された指定
飲食品等に係る食品等持続的供給法第
四十二条第一項第一号に規定する指標
二 | 食品等持続的供給法第三十六条各号に
規定する措置の内容

宇部市地方卸売市場業務条例(昭和四十七年条例第四十七号)

旧

新

(取扱品目)

(取扱品目)

第三条

第三条

2 | 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続
的な供給を実現するための食品等事業者

(卸売予定数量等の公表)
第四十八条

3

よる事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

(卸売予定数量等の公表)
第四十八条

3

4 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第三条第二項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

二 食品等持続的供給法第三十六条各号に規定する措置の内容

農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に 携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため
新しい法律が創設されました。



食料システム法

概要パンフレット



〔食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律〕

はじめに
～ 食料システム法の背景について解説します～

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な価格形成の実現

食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

農林水産省

合理的な費用を考慮した価格形成（令和8年4月1日より開始）

今回の改正のポイント

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止することが本法の目的です。

注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ
実質的かつ誠実な協議等を促進

注）努力義務を踏まえた事業者の行動規範（判断基準）については、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で具体化予定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。

（令和7年10月1日より開始）

必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。

注）不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。



取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

- ① コストの上昇を説明したにもかかわらず、一方的に価格交渉を拒絶する
- ② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に値引きを行う
- ③ 消費者の値頃感を理由に、一方的に納品価格を決める
- ④ 商慣習の改善に関する提案があるにもかかわらず、一方的に協力しない

議案第三十号

宇部市火入れに関する条例中一部改正の件

宇部市火入れに関する条例（昭和五十九年条例第十七号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第十四条第一項中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改め、同条第二項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは」を「場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例（平成二十四年宇部・山陽小野田消防組合条例第三十二号）の一部改正により、林野火災予防の実効性を高めるための林野火災注意報及び林野火災警報の発令に関する規定が新設されたことから、火入れの中止に関する規制を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

（参考）

旧 新 旧 対 照 表 新

（火入れの中止）

第十四条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報

が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは

、速やかに消火しなければならない。

（火入れの中止）

第十四条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

議案第三十四号

宇部市都市公園条例中一部改正の件

宇部市都市公園条例（昭和三十三年条例第六号）の一部を次のように改める。
令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表第三の一の表を次のように改める。

	法第七條第一項第一号に掲げるものの											電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他 上空に設ける線 類	地下電線その他 地下に設ける線 類	変圧塔その他こ れに類するもの	その他のもの								
単位	一本一年につ いて											長さ一メー トル一年につ いて											一個一年につ いて	一平方メー トル一年につ いて							
使用料の額	六七〇円											一、〇〇〇円	一、四〇〇円	六〇〇円	九六〇円	一、三〇〇円	六〇円	六円											四円	一、二〇〇円	一、二〇〇円

法第七条第一項第二号に掲げるもの									
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	
長さ一メートル以上一年について									
二五円	三六円	五四円	七二円	一一〇円	一四〇円	二五〇円	三六〇円	七二〇円	

法第七条第一項第四号に掲げるもの	郵便差出箱又は 信書便差出箱		令第一二条第二項第五号又は第六号に掲げるもの	法第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物	令第一二条第二項第一号に掲げる標識	令第一二条第二項第七号に掲げる工事用施設又は第八号に掲げる工事用材料の置場	備考
	公衆電話所						
一個一年について			一平方メートル一年について	一平方メートル一年について	一本一年について	一平方メートル一月について	
五〇〇円			一、二〇〇円	一九〇円	九六〇円	一九〇円	

一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

別表第三の三の表常盤公園の部ときわ湖水ホールの中

四、七〇〇円	七、九〇〇円	九、九〇〇円	一九、八〇〇円
六、七〇〇円	一一、一〇〇円	一三、八〇〇円	二七、八〇〇円
九、四〇〇円	一五、六〇〇円	一九、三〇〇円	三九、〇〇〇円
一一、九〇〇円	一九、八〇〇円	二五、二〇〇円	四九、五〇〇円

を

五、六四〇円	九、四八〇円	一一、八八〇円	二三、七六〇円
八、〇四〇円	一三、三二〇円	一六、五六〇円	三三、三六〇円
一一、二八〇円	一八、七二〇円	二三、一六〇円	四六、八〇〇円
一四、二八〇円	二三、七六〇円	三〇、二四〇円	五九、四〇〇円

に、

入場料・会費等を徴収しない場合	七〇〇円	一、二〇〇円
入場料・会費等を徴収する場合	一、〇〇〇円	一、六〇〇円
五〇〇円未満	一、四〇〇円	二、三〇〇円
五〇〇円以上一、〇〇〇円未満	一、七〇〇円	二、九〇〇円
一、〇〇〇円以上	一、七〇〇円	二、九〇〇円

一、四〇〇円	二、九〇〇円
二、〇〇〇円	四、一〇〇円
二、八〇〇円	五、七〇〇円
三、七〇〇円	七、二〇〇円

を

入場料・会費等を徴収しない場合	八四〇円	一、四四〇円
入場料・会費等を徴収する場合 五〇〇円以下	一、二〇〇円	一、九二〇円
入場料・会費等を徴収する場合 五〇一円以上一、〇〇〇円以下	一、六八〇円	二、七六〇円
入場料・会費等を徴収する場合 一、〇〇一円以上	二、〇四〇円	三、四八〇円

一、六八〇円	三、四八〇円
二、四〇〇円	四、九二〇円
三、三六〇円	六、八四〇円
四、四四〇円	八、六四〇円

一、二〇〇円	二、〇〇〇円	二、六〇〇円	五、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------

一、四四〇円	二、四〇〇円	三、一二〇円	六、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------

改め、同項備考第五号中「三〇分以上は一時間に切り上げ、三〇分未満はこれを切り捨てる」を「一時間に切り上げる」に改め、同項備考第六号中「一〇円未満」を「一円未満」に改め、同項中

区分	設備器具名	単位	
映像・音響設備	一六ミリ映写機（大展示ホールに備付けのものに限る。）	一式	一、一〇〇円
	スライド映写機（〃）	〃	一、一〇〇円
	マルチプレーザー（〃）	〃	一、〇〇〇円

その他の設備	ビデオデッキ（〃）	〃	一、〇〇〇円
	教材提示卓（〃）	〃	一、〇〇〇円
	音響装置（〃）	〃	二、二〇〇円
	音響装置（ミーティングルームに備付けのものに限る。）	〃	一、一〇〇円
	ピアノ（調律料は、含まない。）	一台	三、三〇〇円
	エレクトーン	〃	二、〇〇〇円

を

設備器具名		単位	
音響設備（大展示ホールに備付けのものに限る。）	一式	二、二〇〇円	
音響設備（ミーティングルームに備付けのものに限る。）	〃	一、一〇〇円	
ピアノ（調律料は、含まない。）	一台	三、三〇〇円	

に

改め、同部緑と花と彫刻の博物館（温室を除く。）の項中

一、〇〇〇円	一、六〇〇円	二、一〇〇円
一、五〇〇円	二、四〇〇円	三、二〇〇円
二、〇〇〇円	三、二〇〇円	四、二〇〇円

を

一、二〇〇円	一、九二〇円	二、五二〇円
一、八〇〇円	二、八八〇円	三、八四〇円
二、四〇〇円	三、八四〇円	五、〇四〇円

に改め、同項備考第二

号中「三〇分以上は一時間に切り上げ、三〇分未満は切り捨てる」を「一時間に切り上げる」に改め、同表中央街区公園の部中「五〇〇円」を「六〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の三の表の改正規定は、令和八年十月一日から施行する。

（都市公園を占用する場合の使用料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の宇部市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第三の一の表の改正規定は、令和八年四月一日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

（有料公園施設を使用する場合の使用料に関する経過措置）

3 新条例別表第三の三の表の改正規定は、令和八年十月一日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

別表第三（第十条、第十条の二関係）

一										一									
法第七條第一項に掲げるもの										法第七條第一項に掲げるもの									
電柱（支柱及び支線柱を含む。）										電柱（支柱及び支線柱を含む。）									
その他（支線柱を含む。）										その他（支線柱を含む。）									
送電塔										送電塔									
単位										単位									
使用料の額										使用料の額									
七二〇円										七二〇円									
二六〇円										二六〇円									
一、九五〇円										一、九五〇円									
五二〇円										五二〇円									
一〇〇円										一〇〇円									
二六〇円										二六〇円									
五二〇円										五二〇円									

別表第三（第十条、第十条の二関係）

一										一									
法第七條第一項に掲げるもの										法第七條第一項に掲げるもの									
電柱										電柱									
第一種電柱										第一種電柱									
第二種電柱										第二種電柱									
第三種電柱										第三種電柱									
その他（第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱を除く。）										その他（第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱を除く。）									
これらに類するもの										これらに類するもの									
空に設ける線路										空に設ける線路									
地下電線										地下電線									
その他（第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、空に設ける線路、地下電線を除く。）										その他（第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、空に設ける線路、地下電線を除く。）									
柱類										柱類									
共架電線										共架電線									
その他（第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、空に設ける線路、地下電線、柱類、共架電線を除く。）										その他（第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、空に設ける線路、地下電線、柱類、共架電線を除く。）									
長さ										長さ									
単位										単位									
使用料の額										使用料の額									
六七〇円										六七〇円									
一、〇〇〇円										一、〇〇〇円									
一、四〇〇円										一、四〇〇円									
六〇〇円										六〇〇円									
九六〇円										九六〇円									
一、三〇〇円										一、三〇〇円									
六〇円										六〇円									
六円										六円									
四円										四円									
一、二〇〇円										一、二〇〇円									
一、二〇〇円										一、二〇〇円									

法第七條第一項第六号に掲げる仮設工作物										法第七條第一項第四号に掲げるもの										法第七條第一項第二項第五号又は第六号に掲げるもの									
満のものの 外径が○ ・四メー トル以上 ○・七メ ートル未 満のもの										満のものの 外径が○ ・七メー トル以上 一メートル 未満のもの										郵便差出 箱又は信 書便差出 箱 公衆電話 所									
二五〇円										三六〇円										七二〇円									
一、二五〇円										五〇〇円										一、二〇〇円									
一、二〇〇円										一九〇円										一、二〇〇円									

三

令第一二条第二項第一号に掲げる標識	一本	一年	につ	いて	九六〇円
	一平方メートル	月に	ついで		
令第一二条第二項第七号に掲げる工事用施設又は第八号に掲げる工事用材料の置場	一九〇円				
備考					
一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。					
二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。					
三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。					
三					

三

												都 市 公 園	公 施 設	園 の 名	名 称	常 と き	盤 わ 湖	公 水 ホ	園 ル
大 展 示 ホ ル												使用料の額							
区 分																			
入 場 料 ・ 会 費 等 徴 収 す る 場 合				入 場 料 ・ 会 費 等 徴 収 す る 場 合				入 場 料 ・ 会 費 等 徴 収 す る 場 合											
円 〇 四 九、				円 〇 七 六、				円 〇 七 四、											
円 〇 〇 六 一 五				円 〇 〇 一 一				円 〇 九 七、											
円 〇 〇 三 一 九				円 〇 〇 八 一 三				円 〇 九 九、				午 前 五 時 から 午後 一時 〇〇		午後 一時 〇〇		午後 一時 〇〇			
円 〇 〇 〇 三 九				円 〇 〇 八 二 七				円 〇 〇 八 一 九				午前 九時 から 午後 一時 〇〇		午後 一時 〇〇		午後 一時 〇〇			

都 市 公 園												公 施 設	園 の 名	名 称	常 時	盤 湖	公 水	園								
大 展 示 場												区 分					使 用 料 の 額									
イ												区 分														
入 場 料 ・ 会 費 等 徴 収 場 合																										
入 場 料 ・ 会 費 等 徴 収 場 合																										
入 場 料 ・ 会 費 等 徴 収 場 合																										
円 八 〇 二 一												円 〇 〇 八 四					円 〇 六 五 四					ま だ 正 午 前				
円 二 〇 七 一 八												円 二 〇 三 一 三					円 〇 四 九 八					ま だ 五 時 正 午				
円 六 〇 一 二 三												円 六 〇 五 一 六					円 八 〇 八 一 一					で 時 一 〇 午 後 五 時 午 後				
円 〇 〇 八 四 六												円 六 〇 三 三 三					円 六 〇 七 二 三					で 時 一 〇 午 後 九 時 午 前				

第一展示室																																
イ									ニ																							
円未	〇〇	五	場合	する	徴収	等を	会費	料・	入場	合	い場	しな	徴収	等を	会費	料・	入場	上	円〇	、	場	する	徴収	等を	会費	料・	入場	下	円〇	、	上	円〇
				〇	〇	一、							〇	七					円	〇	、	一										
				〇	六	一、							〇	二	一、				円	〇	、	一										
				〇	〇	二、							〇	四	一、				円	〇	、	二										
				〇	一	四、							〇	九	二、				円	〇	、	四										

第一展示室																																					
ロ							イ						ニ																								
円	〇		場	す	徴	等	会	料	入	合	い	し	徴	等	会	料	入	上	円	〇	、	場	す	徴	等	会	料	入	下	円	〇	、	上	円	〇		
以	〇	五	合	る	収	を	費	・	場		場	な	収	を	費	・	場		以	一	〇	一	合	る	収	を	費	・	場		以	〇	〇	一	以	一	五
				〇	二	一							〇	八									円	八	〇	二	一	四									
				〇	九	一							〇	四	一								円	六	〇	七	二	三									
				〇	四	二							〇	六	一								円	四	〇	二	三	〇									
				〇	九	四							〇	四	三								円	〇	〇	四	五	九									

備考 五 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げる一時間につき現に許可を受けた使用料の一時間当た	ミーティン グループ										
		ハ					ニ				
		満	ハ	〇	五	〇	以上	一、	〇	〇	以上
				〇	四	一、			〇	七	一、
				〇	三	二、			〇	九	二、
				〇	八	二、			〇	七	三、
	ミーティン グループ			〇	七	五、			〇	二	七、
				〇	六	二、			〇	六	二、
				〇	三	二、			〇	〇	二、
				〇	四	一、			〇	二	一、

備考 五 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げる一時間につき現に許可を受けた使用料の一時間当た	ミーティン グループ										
		ハ					ニ				
		下	入	料	・	費	等	徴	収	する	場合
		上	以	〇	〇	一	〇	一	〇	一	〇
				〇	六	一、			〇	四	二、
				〇	七	二、			〇	四	三、
	ミーティン グループ			〇	三	三、			〇	四	四、
				〇	八	六、			〇	六	八、
				〇	三	六、			〇	四	四、
				〇	七	六、			〇	四	三、

緑と 花と 彫刻 の博 物館 (温 室を 除く ー)	区分	イベ ント ホー ル			ロ			ハ		
		入場料・ 会費等を 徴収しな い場合			ー、〇〇 円以下 の入場料 ・会費等 を徴収す る場合			ー、〇〇 円以上 の入場料 ・会費等 を徴収す る場合		
		午前 九時 から	正午 一時 〇〇 時ま で	午後 一時 〇〇 時ま で	ー、 〇〇 円	一、 五〇 円	〇 円	二、 〇〇 円	二、 〇〇 円	〇 円
		午後 五時 から	午後 一時 〇〇 時ま で	午後 一時 〇〇 時ま で	ー、 〇〇 円	二、 四〇 円	〇 円	三、 二〇 円	四、 二〇 円	〇 円
備考 二 使用の当日において、使用時 間を延長し、又は繰り上げて使 用を開始するときの一時間当 たりの使用料の額は、現に許可 を受けている使用時間の区分 に係る所定の額（二以上の区分 にわたるときは、それぞれの区 分の所定の額の合算額）の一時 間当たりの額の二割増しの額										

緑と 花と 彫刻 の博 物館 (温 室を 除く ー)	区分	イベ ント ホー ル			ロ			ハ		
		入場料・ 会費等を 徴収しな い場合			ー、〇〇 円以下 の入場料 ・会費等 を徴収す る場合			ー、〇〇 円以上 の入場料 ・会費等 を徴収す る場合		
		二、 五二 円	二、 九二 円	一、 二〇 円	三、 八四 円	二、 八八 円	一、 八〇 円	五、 〇四 円	三、 八四 円	二、 四〇 円
午後 五時 から 正午	午前 正午 から 午後 一時 〇〇 時ま で	二、 五二 円			三、 八四 円			五、 〇四 円		
		二、 九二 円			二、 八八 円			三、 八四 円		
		一、 〇〇 円			一、 八〇 円			二、 四〇 円		
備考 二 使用の当日において、使用時 間を延長し、又は繰り上げて使 用を開始するときの一時間当 たりの使用料の額は、現に許可 を受けている使用時間の区分 に係る所定の額（二以上の区分 にわたるときは、それぞれの区 分の所定の額の合算額）の一時 間当たりの額の二割増しの額										

園 習 館	公 境 学 館	区 か 環	街 ち な	中 宇 部	一平方メートル	五〇〇円	とする。この場合において、超過する時間に一時間に満たない時間がある場合は、三〇分以上は一時間に切り上げ、三〇分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

園 習 館	公 境 学 館	区 か 環	街 ち な	中 宇 部	一平方メートル	六〇〇円	とする。この場合において、超過する時間に一時間に満たない時間がある場合は、一時間に切り上げる ものとし、算出して得た額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

議案第 3 4 号 宇部市都市公園条例中一部改正の件

1. 都市公園占用料の改定は、宇部市道路占用料徴収条例別表に掲げる占用物件区分・金額と整合。〔下記の比較表を参照〕
2. 使用料改定は、令和 7 年 1 0 月 1 7 日に開催した全委員協議会で「宇部市公共施設使用料の基準」の運用について、説明済みであるため資料は省略。

1. 都市公園占用料の比較

	旧			新				
	占用物件		占用料	単位	占用物件		占用料	単位
電柱 電線 鉄塔等	電柱		710	円/本・年	電柱、その他これらに類するものの	細分化 第一種電柱	670	円/本・年
						細分化 第二種電柱	1000	
						細分化 第三種電柱	1400	
	その他これらに類するもの	電話柱	260			細分化 第一種電話柱	600	
		その他の柱類	1950			細分化 第二種電話柱	960	
						細分化 第三種電話柱	1300	
						細分化 その他の柱類	60	
			新設 共架電線その他上空に設ける線類	6	円/m・年			
			新設 地下電線その他地下に設ける線類	4				
			細分化 変圧塔その他これに類するもの	1200	円/個・年			
		送電塔	520	円/㎡・年	／	その他のもの	1200	円/㎡・年
埋設 管類等	水道管	外径が0. 4 m未満のもの	100	円/m・年	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	細分化 外径が0. 0 7 m未満のもの	25	円/m・年
	下水道管	外径が0. 4 m以上1 m未満のもの	260			細分化 外径が0. 0 7 m以上0. 1 m未満のもの	36	
	ガス管	外径が1 m以上のもの	520			細分化 外径が0. 1 m以上0. 1 5 m未満のもの	54	
	その他のもの	外径が0. 4 m未満のもの	200			細分化 外径が0. 1 5 m以上0. 2 m未満のもの	72	
		外径が0. 4 m以上1 m未満のもの	490			細分化 外径が0. 2 m以上0. 3 m未満のもの	110	
		外径が1 m以上のもの	980			細分化 外径が0. 3 m以上0. 4 m未満のもの	140	
						細分化 外径が0. 4 m以上0. 7 m未満のもの	250	
						細分化 外径が0. 7 m以上1 m未満のもの	360	
						細分化 外径が1 m以上のもの	720	
建 工 等 築 作 物 物	郵便差出箱		980	円/㎡・年	郵便差出箱、信書郵便差出箱又は公衆	郵便差出箱	500	円/個・年
	公衆電話所				公衆電話所	1200		
	警察署の派出所及びこれに附属する物件				警察署の派出所及びこれに附属する物件		1200	円/㎡・年
	天体、気象及び土地観測施設				天体、気象及び土地観測施設			
行 為	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		12	円/㎡・日	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		190	円/㎡・月
	興行のため設けられる仮設工作物		36					
看 板	標識		790	円/本・年	標識		960	円/本・年
工 事	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設		12	円/㎡・日	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設		190	円/㎡・月
	土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場				土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場			

議案第三十三号

宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件

宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例（令和四年条例第四十一号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

ハ ミーティングルーム（大）及びミーティングルーム（小）
第七条第一項第一号中「又は多目的室」を「、多目的室、ミーティングルーム（大）又はミーティングルーム（小）」に改め、同項第二号中「又はフリースペース（小）」を「、フリースペース（小）又はクリエイティブスペース」に改め、「利用」の下に「（別表第二において「専用利用」という。）」を加える。

第十二条第一項中「加えた」を「加え、一円未満の端数を切り捨てた」に改める。
第十三条中「駐車場」を「一時保育ルーム又は駐車場」に改める。
附則第一項中「三年十月」を「四年六月」に改める。

別表第一中

多目的室		午前十時から午後九時まで
レストスペース		
フリースペース（大）及びフリースペース（小）	一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	午前九時から午後九時まで
クリエイティブスペース		

を

多目的室		午前十時から午後九時まで
レストスペース		
ミーティングルーム（大）及びミーティングルーム（小）	一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	
フリースペース（大）及びフリースペース（小）		午前九時から午後九時まで
クリエイティブスペース		

に改める。

別表第二中

多目的室	一時間以内ごとにつき 一、八〇〇円
------	-------------------

を

多目的室（調理スペースを除く。）	一時間以内ごとにつき 一、四〇〇円（全面）
多目的室（調理スペースを含む。）	一時間以内ごとにつき 七〇〇円（半面）
ミーティングルーム（大）	一時間以内ごとにつき 一、五〇〇円（全面）
ミーティングルーム（小）	一時間以内ごとにつき 八〇〇円（半面）
ミーティングルーム（小）	一時間以内ごとにつき 一〇〇円

に改

め、同表フリースペース（大）の項中「二、四〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「独占」を「専用利用」に、「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表フリースペース（小）の項中「一、〇〇〇円」を「八〇〇円」に、「独占」を「専用利用」に、「五〇〇円」を「四〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

クリエイティブスペース	一時間以内ごとにつき 一、一〇〇円（専用利用）
-------------	-------------------------

別表第二備考中「多目的室」の下に「、ミーティングルーム（大）、ミーティングルーム（小）」を加え、「又はフリースペース（小）」を「、フリースペース（小）」

又はクリエイティブスペース」に改め、同表備考を同表備考第一号とし、同表備考に次の一号を加える。

二 シャワー設備、キッチン設備又は冷暖房設備を使用するときは、その実費を徴収する。

別表第三備考を同表備考第一号とし、同表備考に次の二号を加える。

二 拠点施設を利用する者については、駐車券を拠点施設内に備付けの割引ライタ―（割引認証機）に通すことにより一時間以内無料とする。

三 拠点施設内における本市の事務又は事業に関する用務のために駐車場を利用する者について利用時間が一時を超えるときは、前号の規定により割引ライタ―に通した後の駐車券とサービス券（拠点施設を利用する者がその訪問先で受け取ることができる利用時間に応じた駐車場の無料サービス券をいう。）を自動精算機に通すことにより無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の建築工事の遅れによる供用開始の遅延に伴い、施行期日を変更するとともに、当該施設の設置について見直しを行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(施設)

第三条

七

八

九

十

十一

(利用の許可)

第七条

一 一時保育ルーム又は多目的室

を利用する者

二 フリースペース(大)又はフリースペ

ース(小)

独占的に利用

する者

(使用料)

第十二条 第七条第一項の規定により利用の

許可を受けた者(第十五条において「許可利用者」という。)は、別表第二の規定に

より算出して得た合計額に消費税法(昭和六十三年法律第百八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により算出した消費税額及び地方消費税額(以下単に「消費税額及び地方消費税額」という。)を加えた

額の使用料を納付しなければなら

い。

(使用料の減免等)

第十三条 前条の規定にかかわらず、市長が公用又は公益上必要があると認めるとき

(施設)

第三条

七

八 ミーティングルーム(大)及びミーテ

ィングルーム(小)

九

十

十一

十二

(利用の許可)

第七条

一 一時保育ルーム、多目的室、ミーティングルーム(大)又はミーティングル

ム(小)を利用する者

二 フリースペース(大)、フリースペー

ス(小)又はクリエイティブスペースを

独占的に利用(別表第二において「専用利用」という。)する者

(使用料)

第十二条 第七条第一項の規定により利用の

許可を受けた者(第十五条において「許可利用者」という。)は、別表第二の規定に

より算出して得た合計額に消費税法(昭和六十三年法律第百八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により算出した消費税額及び地方消費税額(以下単に「消費税額及び地方消費税額」という。)を加え、一円未満の端数を切り捨

てた額の使用料を納付しなければなら

い。

(使用料の減免等)

第十三条 前条の規定にかかわらず、市長が公用又は公益上必要があると認めるとき

は、使用料（駐車場）の利用に係る使用料を除く。）を後納させ、又は減免することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三年十月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

別表第一（第六条関係）

施設	開館日又は開場日	開館時間又は開場時間
	一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	午前十時から午後九時まで
多目的室	一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	午前十時から午後九時まで
レストスペース	一月三十一日を除く毎日	午前九時から午後九時まで
フリースペース（大）及びフリースペース（小）		
クリエイティブスペース		

別表第二（第十二条関係）

区分	使用料の額
多目的室	一時間以内ごとにつき 一、八〇〇円

は、使用料（一時保育ルーム又は駐車場の利用に係る使用料を除く。）を後納させ、又は減免することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して四年六月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

別表第一（第六条関係）

施設	開館日又は開場日	開館時間又は開場時間
	一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	午前十時から午後九時まで
多目的室	一月一日及び十二月三十一日を除く毎日	午前十時から午後九時まで
レストスペース	一月三十一日を除く毎日	午前九時から午後九時まで
ミーティングルーム（大）及びミーティングルーム（小）		
フリースペース（大）及びフリースペース（小）		
クリエイティブスペース		

別表第二（第十二条関係）

区分	使用料の額
多目的室	一時間以内ごとにつき 一、四〇〇円（全面）
多目的室（調理スペースを除く。）	一時間以内ごとにつき 七〇〇円（全面）
多目的室（調理スペース）	一時間以内ごとにつき 一、五〇〇円（全面）
ペース	一時間以内ごとにつき 八〇〇円

フリース ペース（ 大）	一時間以内ごとにつき 二、四 〇〇円（全面独占） 一時間以内ごとにつき 一、二 〇〇円（半面独占）
フリース ペース（ 小）	一時間以内ごとにつき 一、〇 〇〇円（全面独占） 一時間以内ごとにつき 五〇〇 円（半面独占）

備考 多目的室

、フリースペ
ース（大）又はフリースペース（小）
で商行為（展示
即売会等をいう。）を行うときの使用料
の額は、それぞれ所定の額の二倍の額と
する。

別表第三（第十二条関係）

備考 使用料の額は、消費税額及び地方消
費税額を含む。

含む。）	円（半面）
ミーティ ングルー ム（大）	円 一時間以内ごとにつき 一〇〇
ミーティ ングルー ム（小）	円 一時間以内ごとにつき 一〇〇
フリース ペース（ 大）	一時間以内ごとにつき 二、二 〇〇円（全面専用利用） 一時間以内ごとにつき 一、一 〇〇円（半面専用利用）
フリース ペース（ 小）	一時間以内ごとにつき 八〇〇 円（全面専用利用） 一時間以内ごとにつき 四〇〇 円（半面専用利用）
クリエイ ティブス ペース	一時間以内ごとにつき 一、一 〇〇円（専用利用）

備考

一 多目的室、ミーティングルーム（大）、
ミーティングルーム（小）、フリース
ペース（大）、フリースペース（小）
又はクリエイティブスペースで商行為
（展示即売会等をいう。）を行うとき
の使用料の額は、それぞれ所定の額の
二倍の額とする。

二 シャワー設備、キッチン設備又は冷
暖房設備を使用するときは、その実費
を徴収する。

別表第三（第十二条関係）

備考

一 使用料の額は、消費税額及び地方消
費税額を含む。

二 拠点施設を利用する者については、
駐車券を拠点施設内に備付けの割引ラ
イター（割引認証機）に通すことによ
り一時間以内無料とする。

三 拠点施設内における本市の事務又は

事業に関する用務のために駐車場を利用する者について利用時間が一時間を超えるときは、前号の規定により割引ライターに通した後の駐車券とサービス券（拠点施設を利用する者がその訪問先で受け取ることができる利用時間に応じた駐車場の無料サービス券をいう。）を自動精算機に通すことにより無料とする。

産業建設委員会

議案第 3 3 号

宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件

都市政策部 中心市街地活性化推進課

条例改正の主な理由

- ①実施設計において貸室の追加や面積の増加等が生じたため、使用料を算出し直した。
- ②駐車場料金について、利便性向上と市駐車場料金との整合を図るため、割引制度を追加した。
- ③供用開始の遅延に伴い、本条例の施行期日を変更する。

①貸室追加と使用料金変更

※赤字変更箇所
※税抜金額

貸室	時間	現行	改正
多目的室 250㎡	1時間	1,800円（全面）	1,400円（全面） 700円（半面）
多目的室（キッチン利用） 280㎡		—	1,500円（全面） 800円（半面）
ミーティングルーム（大） 16㎡		—	100円
ミーティングルーム（小） 8㎡		—	100円
フリースペース（大） 390㎡		2,400円（全面） 1,200円（半面）	2,200円（全面） 1,100円（半面）
フリースペース（小） 150㎡		1,000円（全面） 500円（半面）	800円（全面） 400円（半面）
クリエイティブスペース 200㎡		—	1,100円
シャワー室	3分	—	100円

※冷暖房設備、キッチン設備を使用するときは、その実費を徴収する。

②駐車場使用料割引の追加

【現行】

駐車時間	使用料
午前 9 時から午後 9 時まで	1 台 1 回 3 0 分以内ごとに 6 0 円
午後 9 時から翌日の午前 9 時まで	1 台 1 回 3 0 分以内ごとに 3 0 円

【改正】

現行に割引制度を追加

- ・施設利用者は、施設内の割引ライターを通すことにより 1 時間無料とする。
- ・市の事務又は事業に関する用務のために施設を利用する者について、1 時間を超えるときは、サービス券により無料とする。

③施行期日の変更

公布の日=令和 4 年 1 2 月

【現行】

公布の日から起算して3 年 1 0 か月を超えない範囲内において

↳ 当初供用開始 令和 8 年 1 0 月

【改正】

公布の日から起算して4 年 6 か月を超えない範囲内において

↳ 変更後供用開始 令和 9 年 6 月

※指定期間の変更については、

「議案第 4 2 号 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件」による

議案第 4 1 号

常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件

令和 5 年 6 月市議会定例会において議決された議案第 5 8 号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

変更請負金額 一金 3,809,005,000 円也
(消費税及び地方消費税額を含む。)
(当初 一金 3,339,820,000 円也)

【説明】

- 1 事業名 常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業
- 2 事業場所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 事業の概要 宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の設計、建設及び工事監理業務
- 4 契約の相手方 安成・大旗・さくら・巽・合人社エンジ共同企業体
代表者 下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号
株式会社安成工務店
代表取締役 安 成 信 次
広島市中区大手町三丁目 8 番 2 4 号
大旗連合建築設計株式会社
代表取締役 大 旗 祥
宇部市東小串一丁目 1 番 2 0 号
さくら設計株式会社
代表取締役 古 松 洋 一

光市光ヶ丘 5 番 1 号

株式会社異設計コンサルタント

代表取締役 光 井 謙 二

広島市中区袋町 4 番 3 1 号

合人社エンジニアリング株式会社

代表取締役 福 原 祥 二

(当初 代表取締役 東 裕 高)

- 5 変 更 の 理 由 賃金水準及び物価水準の変動に伴う全体スライド条項の適用等により、施設整備請負金額を増額変更するものである。

議案第 4 2 号

宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件

令和 5 年 6 月市議会定例会において議決された議案第 5 9 号に関し、下記のとおり宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

- 1

変更の内容

指定する期間を次の期間に変更する。
令和 9 年 4 月 1 日から令和 2 8 年 1 1 月 3 0 日まで
(当初 令和 8 年 8 月 1 日から令和 2 8 年 3 月 3 1 日まで)
- 2

変更の理由

宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の建築工事の遅れによる
供用開始の遅延に伴い、当該施設の指定管理者の指定する期間を
変更する必要があるため

(参考)

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設	宇部市常盤町一丁目 6 番 3 0 号

2 指定管理者

宇部市東琴芝二丁目 1 番 3 1 号
株式会社常盤通り未来共創まちづくり
代表取締役 山 本 計 至

議案第三十二号

宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部
改正の件

宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和四十七年条例第二十九号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三条中「別表第一」を「次の表の」に改め、同条に次の表を加える。

(ア)	地域又は地区	商業地域		近隣商業地域又は周辺地区
(イ)	建築物の用途	建築物の全部又は一部を特定用途（法第二十條第一項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）（共同住宅を除く。）に供するもの	建築物の全部を特定用途以外の用途（以下この表において「非特定用途」という。）又は共同住宅の用途に供するもの	建築物の全部又は一部を特定用途（共同住宅を除く。）に供するもの
(ウ)	建築物の規模	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が二、〇〇〇平方メートルを超えるもの	非特定用途又は共同住宅の用途に供する部分（以下「非特定部分」という。）の延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が、三、〇〇〇平方メートルを超えるものの
(エ)	駐車施設の規模の基準	特定部分の延べ面積が二、〇〇〇平方メートルを超える部分（特定部分の延べ面	非特定部分の延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える部分（非特定部分の延	特定部分の延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える部分（特定部分の延べ面

積が二、〇〇〇平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあつては、その建築物の増築に係る部分）の面積に対して二〇〇平方メートルまでごとに一台	べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあつては、その建築物の増築に係る部分）の面積に対して三〇〇平方メートルまでごとに一台	積が三、〇〇〇平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあつては、その建築物の増築に係る部分）の面積に対して三〇〇平方メートルまでごとに一台

備考

特定部分の延べ面積及び非特定部分の延べ面積を算出するに当たつては、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の床面積の合計を含む。

第四条中「特定用途（法第二十条第一項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分（以下「特定部分」という。）及び特定用途以外の用途に供する部分（以下「非特定部分」という。）」を「特定部分及び非特定部分」に改める。

第五条中「別表第二」を「次の表の」に、「建物」及び「建物等」を「建築物」に改め、同条に次の表を加える。

(ア) 地域又は地区	(イ) 建築物の規模	(ウ) 駐車施設の規模の基準
商業地域	特定部分の延べ面積が二、〇〇〇平方メートルを超えるもの 特定部分の延べ面積が二、〇〇〇平方メートルを超える部分（〇平方メートルを超えている建築物について当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあつては、その増加する特定部分）の面積に対して二〇〇平方メートルまでごとに一台	〇平方メートルを超えている建築物について当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあつては、その増加する特定部分）の面積に対して二〇〇平方メートルまでごとに一台
近隣商業地域又は周辺地区	特定部分の延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超えるもの 特定部分の延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える部分（〇平方メートルを超えている建築物について当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあつては、その増加する特定部分）の面積に対して三〇〇平方メートルまでごとに一台	〇平方メートルを超えている建築物について当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあつては、その増加する特定部分）の面積に対して三〇〇平方メートルまでごとに一台

備考

特定部分の延べ面積を算出するに当たっては、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除き、観覧場にあつては、屋外觀覧席の部分の床面積の合計を含む。

第七条第一項中「する駐車施設は駐車用の用に供する部分の規模を駐車台数一台につき幅二・五メートル以上、奥行六メートル以上とし、かつ、自動車（法第二条第四号に規定する自動車をいう。以下同じ。）が有効に駐車し出入りできるものでなければならぬ」を「しなければならぬ駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数一台につき幅二・三メートル以上、奥行五メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならぬ」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第三条から第五条までの規定により附置しなければならぬ駐車施設の台数（以下この項において「附置義務台数」という。）に○・三を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅二・五メートル以上、奥行六メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅三・五メートル以上、奥行六メートル以上、はり下の高さ二・三メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りでない。
- 一 附置義務台数が二百以下の場合 当該台数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- 二 附置義務台数が二百を超える場合 当該台数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数別表第一及び別表第二を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は用途変更の工事中の建築物における駐車施設については、この条例による改正後の宇部市建築物における駐車施設の附

置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「説明」

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部改正の趣旨を踏まえ、
駐車施設の附置に係る取扱いについて従前と同様の基準を維持するとともに、その
他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の
附置)

第三条 別表第一(ア)欄に掲げる地域又は

地区内において、同表(イ)欄の用途に供
する建築物で同表(ウ)欄の規模のものを
新築し、当該規模のものについて増築をし、
又は当該規模となる増築をしようとする者
は、その建築物又はその建築物の敷地内に
同表(エ)欄に定める基準により算定した
規模以上の規模を有する駐車施設を附置し
なければならない。ただし、小学校及び中
学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)第一条に規定する小学校及び中学
校をいう。)の用途に供する建築物に係る
ものにあつてはこの限りでない。

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の
附置)

第三条 次の表の(ア)欄に掲げる地域又は

地区内において、同表(イ)欄の用途に供
する建築物で同表(ウ)欄の規模のものを
新築し、当該規模のものについて増築をし、
又は当該規模となる増築をしようとする者
は、その建築物又はその建築物の敷地内に
同表(エ)欄に定める基準により算定した
規模以上の規模を有する駐車施設を附置し
なければならない。ただし、小学校及び中
学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)第一条に規定する小学校及び中学
校をいう。)の用途に供する建築物に係る
ものにあつてはこの限りでない。

(ア)			(イ)											
地域	又は	地区	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	建築物の 全部又は 一部を特 定用途(一 以下この 表に於て「非 特定用途 という」又は 共同住宅 の用途に 供するも の	
商業地域														
近隣商業 地域又は 周辺地区														

[illegible]

(混合用途建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第四条 商業地域内における特定用途（法第二十條第一項に規定する特定用途をいう。

以下同じ。）に供する部分（以下「特定部分」という。）及び特定用途以外の用途に供する部分（以下「非特定部分」という。）を有する建築物については、その全部を特定用途に供する建築物とみなして、前条の規定を適用する。この場合において非特定部分の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。）に三分の二を乗じて得た面積と特定部分の延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。）との合計をその建築物の延べ面積とする。

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置

第五条 別表第二（ア）欄に掲げる地域又は地区内において建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が同表（イ）欄の規模のものとなるもの、又は特定部分の延べ面積が同表（イ）欄の規模である用途変更で当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替

備考				
	対して二 〇〇平方 メートル までごと に一台	に對して 三〇〇平 方メート ルまでご とに一台	對して三 〇〇平方 メートル までごと に一台	
特定部分の延べ面積及び非特定部分の延べ面積を算出するに当たつては、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の床面積の合計を含む。				

（混合用途建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第四条 商業地域内における特定部分及び非特定部分

を有する建築物については、その全部を特定用途に供する建築物とみなして、前条の規定を適用する。この場合において非特定部分の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。）に三分の二を乗じて得た面積と特定部分の延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。）との合計をその建築物の延べ面積とする。

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置

第五条 次の表の（ア）欄に掲げる地域又は地区内において建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が同表（イ）欄の規模のものとなるもの、又は特定部分の延べ面積が同表（イ）欄の規模である用途変更で当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替

（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一
号）第二条第十四号又は第十五号に規定す
るものをいう。）をしようとする者は、そ
の建物又はその建物等の敷地内に同表
（ウ）欄の基準により算定した規模以上の
規模を有する駐車施設を附置しなければな
らない。

（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一
号）第二条第十四号又は第十五号に規定す
るものをいう。）をしようとする者は、そ
の建築物又はその建築物の敷地内に同表
（ウ）欄の基準により算定した規模以上の
規模を有する駐車施設を附置しなければな
らない。

(ア) 地域		(イ)		(ウ)													
又は	地区	建築	物の	規模	駐車	施設	の規	模の	基準								
商業地域		特定部分の延べ	面積が二、〇〇	〇平方メートル	を超えるもの	特定部分の延べ	面積が二、〇〇	〇平方メートル	を超える部分（	特定部分の延べ	面積が二、〇〇	〇平方メートル	を超える建	建築物について当	該用途変更によ	り特定部分の延	べ面積が増加す
近隣商業地域又は周辺地区		特定部分の延べ	面積が三、〇〇	〇平方メートル	を超えるもの	特定部分の延べ	面積が三、〇〇	〇平方メートル	を超える部分（	特定部分の延べ	面積が三、〇〇	〇平方メートル	を超える建	建築物について当	該用途変更によ	り特定部分の延	べ面積が増加す
		は、その増加す	る特定部分）の	面積に対して二	〇〇平方メー	ルまでごとに一	台										
		は、その増加す	る特定部分）の	面積に対して三	〇〇平方メー	ルまでごとに一	台										

備考
特定部分の延べ面積を算出するに当たつ
ては、駐車施設の用途に供する部分の床面
積の合計を除き、観覧場にあつては、屋外
観覧席の部分の床面積の合計を含む。

（駐車施設の規模）

（駐車施設の規模）

第七条 第三条から第五条までの規定により
附置する駐車施設は駐車用の供する部分
の規模を駐車台数一台につき幅二・五メー
トル以上、奥行六メートル以上とし、かつ、
自動車（法第二条第四号に規定する自動車
をいう。以下同じ。）が有効に駐車し出入
りできるものでなければならない。

2 前項の規定は、特殊な装置を用いる駐
車施設で自動車が有効かつ安全に駐車し、
出入りできるものと市長が認めた場合にお
いては適用しない。

第七条 第三条から第五条までの規定により
附置しなければならない駐車施設のうち自
動車の駐車用の供する部分の規模は、駐
車台数一台につき幅二・三メートル以上、
奥行五メートル以上とし、自動車を安全に
駐車させ、及び出入りさせることができる
ものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第三条から第
五条までの規定により附置しなければならない
駐車施設の台数（以下この項において
「附置義務台数」という。）に〇・三を乗
じて得た台数（小数点以下の端数がある場
合は、切り上げるものとする。）に係る自
動車の駐車用の供する部分の規模は、幅
二・五メートル以上、奥行六メートル以上
としなければならない。かつ、そのうち少な
くとも次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める数については、不特
定かつ多数の者が利用し、又は主として高
齢者、障害者等が利用する利用居室までの
経路ができるだけ短くなる位置に設置され
る車椅子使用者が円滑に利用することがで
きる駐車施設として、幅三・五メートル以
上、奥行六メートル以上、はり下の高さ二・
三メートル以上としなければならない。た
だし、当該建築物の構造又は敷地の状態か
ら市長がやむを得ないと認める場合におい
てはこの限りでない。

一 附置義務台数が二百以下の場合 当該
台数に百分の二を乗じて得た数（その数
に一未満の端数があるときは、その端数
を切り上げた数）

二 附置義務台数が二百を超える場合 当
該台数に百分の一を乗じて得た数（その
数に一未満の端数があるときは、その端
数を切り上げた数）に二を加えた数

3 前二項の規定は、特殊な装置を用いる駐
車施設で自動車が有効かつ安全に駐車し、
出入りできるものと市長が認めた場合にお
いては適用しない。

別表第 1

(ア)	<u>地域又は 地区</u>	<u>商業地域</u>		<u>近隣商業地域又は 周辺地区</u>
(イ)	<u>建築物の 用途</u>	<u>建築物の全部 又は一部を特定 用途に供するも の</u>	<u>建築物の全部 を特定用途以外 の用途に供する もの</u>	<u>建築物の全部 又は一部を特定 用途に供するも の</u>
(ウ)	<u>建築物の 規模</u>	<u>特定部分の延 べ面積（観覧場 の屋外観覧席を 含み、駐車施設 の用途に供する 部分の床面積の 合計を除く。以 下、下欄におい て同じ。）が 2,000 平方メー トルをこえるも の</u>	<u>非特定部分の 延べ面積（駐車 施設の用途に供 する部分の床面 積の合計を除 く。以下、下欄に おいて同じ。）が 3,000 平方メー トルをこえるも の</u>	<u>特定部分の延 べ面積（観覧場 の屋外観覧席を 含み、駐車施設 の用途に供する 部分の床面積の 合計を除く。以 下、下欄におい て同じ。）が 3,000 平方メー トルをこえるも の</u>

(エ)	<u>駐車施設の規模の基準</u>	<u>特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルをこえる部分（特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルをこえている建築物について増築する場合にあつては、その建築物の増築に係る部分）の面積に対して 200 平方メートルまでごとに 1 台</u>	<u>非特定部分の延べ面積が 3,000 平方メートルをこえる部分（非特定部分の延べ面積が 3,000 平方メートルをこえている建築物について増築する場合にあつては、その建築物の増築に係る部分）の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台</u>	<u>特定部分の延べ面積が 3,000 平方メートルをこえる部分（特定部分の延べ面積が 3,000 平方メートルをこえている建築物について増築する場合にあつては、その建築物の増築に係る部分）の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台</u>
-----	-------------------	--	--	--

別表第 2

(ア)	<u>地域又は地区</u>	<u>商業地域</u>	<u>近隣商業地域又は周辺地区</u>

(イ)	建築物の 規模	特定部分の延べ面積（ 観覧場の屋外観覧席を含 み、駐車施設の用途に供 する部分の床面積の合計 を除く。以下、下欄におい て同じ。）が 2,000 平方メ ートルをこえるもの	特定部分の延べ面積（ 観覧場の屋外観覧席を含 み、駐車施設の用途に供 する部分の床面積の合計 を除く。以下、下欄におい て同じ。）が 3,000 平方メ ートルをこえるもの
(ウ)	駐車施設 の規模の 基準	特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルをこ える部分（特定部分の延 べ面積が 2,000 平方メー トルをこえている建物に ついて当該用途変更によ り特定部分の延べ面積が 増加する場合にあつては 、その増加する特定部分 ）の面積に対して 200 平 方メートルまでごとに 1 台	特定部分の延べ面積が 3,000 平方メートルをこ える部分（特定部分の延 べ面積が 3,000 平方メー トルをこえている建築物 について当該用途変更に より特定部分の延べ面積 が増加する場合にあつて は、その増加する特定部 分）の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台

【議案第32号】

宇部市建築物における駐車施設の附置
及び管理に関する条例中一部改正の件

宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件

条例の目的

路上駐車の解消や道路交通の円滑化のため、特定の区域において、一定規模以上の建物を新築等する場合に、駐車場設置を義務付ける

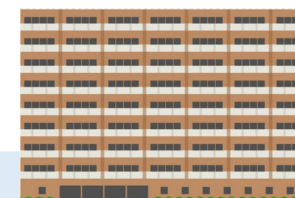
改正の理由

駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)の一部改正の趣旨を踏まえ、駐車施設の附置に係る取扱いと、その他所要の整備を行う

宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件

駐車場法施行令の改正概要

公布:令和7年3月7日 施行:令和8年4月1日



(特定用途)

第18条 法第20条第1項の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅とする。

新たに追加

改正内容 1点目

特定用途について現行の取り扱いを維持

➡ 共同住宅を特定用途に加えない

宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件

改正内容 2点目

駐車施設の規模(駐車マスの規格と割合)の見直し

◆現行

駐車マスの規格

2.5m×6.0m



◆改正案 (標準駐車場条例に準ずる)

種別	駐車マスの規格	割合
小型車	2.3m以上×5.0m以上	標準
普通車	2.5m以上×6.0m以上	3割
車椅子使用者用	3.5m以上×6.0m以上	2%



議案第三十五号

宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件

宇部市道路占用料徴収条例（昭和四十四年条例第十六号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表中

五七〇円
八七〇円
一、二〇〇円
五一〇円
八一〇円
一、一〇〇円
五一円
五円
三円
四九〇円
三〇〇円
一、〇〇〇円
四二〇円
一、八〇〇円
一、〇〇〇円

を

六七〇円
一、〇〇〇円
一、四〇〇円
六〇〇円
九六〇円
一、三〇〇円
六〇円
六円
四円
五九〇円
三六〇円
一、二〇〇円
五〇〇円
一、九〇〇円
一、二〇〇円

に、

法第三 二条第 一項第 二号に 掲げる 物件								
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
長さ一メートルにつき一年								
二一円	三〇円	四五円	六一円	九一円	一二〇円	二一〇円	三〇〇円	六一〇円

を

法第三 二条第 一項第 二号に 掲げる 物件								
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
長さ一メートルにつき一年								
二五円	三六円	五四円	七二円	一一〇円	一四〇円			

法第三 二条第 一項第 三号に 掲げる 施設													
その他のもの	自動運行 補助施設									外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	
	その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標 示柱その他の柱類	法第二条 第二項第 五号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類									地下に設 けるもの
	地上に設 けるもの	地下に設 けるもの		その他のもの									
占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 年			一 本 に つ き 一 年			長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年							
六〇〇円			九六〇円			一二円			四円				
三六〇円									七二〇円				
一、二〇〇円									二五〇円				

に、

法第三 二条第 一項第 五号に 掲げる				法第三二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設		
地下街及 び地下室						
階数が一つのもの						
占用面積 一平方メ ートルに つき一年						
近傍類似の土地 の時価に○・○ 〇四を乗じて得 た額				一、〇〇〇円		

施設				
その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路		
			階数が二つのもの	階数が三つ以上のもの
一、〇〇〇円	五四〇円	九〇〇円	近傍類似の土地の時価に〇・〇七を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に〇・〇六を乗じて得た額

を

法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四号に掲げる施設					
法第三二条第一項第四					

に、

一八円
一八〇円
一八〇円
一、八〇〇円
八一〇円
一八円
一八〇円
一八円
一八〇円
一八〇円
九〇〇円
一八〇円
一〇〇円

を

一九円
一九〇円
一九〇円
一、九〇〇円
九六〇円
一九円
一九〇円
一九円
一九〇円
九五〇円
一九〇円
一二〇円

に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

「説明」

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部改正を踏まえ、所要の整備を行うものである。
 これが、この条例案を提出する理由である。

別表（第二条、第四条関係）

法第													占用物件	単位	占用料
条第													第一種電柱	一本に	六七〇円
一項													第二種電柱	つき一	一、〇〇〇円
第一													第三種電柱	年	一、四〇〇円
に掲													第一種電話柱		六〇〇円
る工													第二種電話柱		九六〇円
物													第三種電話柱		一、三〇〇円
掲													その他の柱類		六〇円
号に													共架電線その他	長さ一	
第一													上空に設ける線	メートル	六円
二													類	ルにつ	
三													地下電線その他	き一年	
四													地下に設ける線		四円
五													類		
六													路上に設ける変	一個に	五九〇円
七													圧器	つき一	
八													地下に設ける変	占用面	
九													圧器	積一平	三六〇円
十													変圧塔その他こ	一個に	
十一													れに類するもの	つき一	一、二〇〇円
十二													及び公衆電話所	年	
十三													郵便差出箱		五〇〇円
十四													広告塔	表示面	
十五													積一平		一、九〇〇円
十六													方メー		
十七													トルに		
十八													つき一		
十九													年		

[illegible]

七九号。以下この表において「令」といふ。第七條第一号に掲げる物件											
その表示面				祭礼、縁日等に際し、一的に設けるもの				幕（令第七條第四号に掲げる工事、施設であつるものを除く。）			
その積一平	他の方メー	ものトルに	年つき一	祭礼一本に	縁日つき一	等に日	に際し、	一的に	設けるもの	その面	他の方メー
一、八〇〇円			八一〇円		一八円					一八〇円	一八〇円

七九号。以下この表において「令」といふ。第七條第一号に掲げる物件											
その表示面				祭礼、縁日等に際し、一的に設けるもの				幕（令第七條第四号に掲げる工事、施設であつるものを除く。）			
その積一平	他の方メー	ものトルに	年つき一	祭礼一本に	縁日つき一	等に日	に際し、	一的に	設けるもの	その面	他の方メー
一、九〇〇円			九六〇円		一九円					一九〇円	一九〇円

施設							
	アーチ						
	車道	を横	断す	るも	の	その	他のもの
	一基に	つき一	月				
		一、八〇〇円		九〇〇円		一八〇円	一〇〇円

施設							
	アーチ						
	車道	を横	断す	るも	の	その	他のもの
	一基に	つき一	月				
		一、九〇〇円		九五〇円		一九〇円	一二〇円

議案第三十七号

宇部市下水道条例中一部改正の件

宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号）の一部を次のように改める。
令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条第六項第一号中「一万円」を「一万五千元」に改め、同項第二号中「五千元」を「七千五百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇部市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、手数料を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(排水設備指定工事店の指定等)

第六条

6

一 指定の申請に対する審査 一件につき
一万円

二 指定の更新の申請に対する審査 一件
につき五千円

(排水設備指定工事店の指定等)

第六条

6

一 指定の申請に対する審査 一件につき
一万五千円

二 指定の更新の申請に対する審査 一件
につき七千五百円

議案第三十六号

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例（宇部市下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正）

第一条 宇部市下水道事業等の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

（宇部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第二条 宇部市水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

（宇部市交通事業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 宇部市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年条例第七十号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

「説明」

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市下水道事業等の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）

旧

新

（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

）（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

第六条 法第三十四条において準用する地方

第六条 法第三十四条において準用する地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四十三条の二の八第八項の規定により
下水道事業等の業務に従事する職員の賠償
責任の免除について議会の同意を得なけれ
ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠
償額が十万円以上である場合とする。

二百四十三条の二の九第八項の規定により
下水道事業等の業務に従事する職員の賠償
責任の免除について議会の同意を得なけれ
ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠
償額が十万円以上である場合とする。

宇部市下水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十号）

旧

新

（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

）（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除

第六条 法第三十四条において準用する地方

第六条 法第三十四条において準用する地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四十三条の二の八第八項の規定により
水道事業の業務に従事する職員の賠償責任
の免除について議会の同意を得なければな
らない場合は、当該賠償責任に係る賠償額
が十万円以上である場合とする。

二百四十三条の二の九第八項の規定により
水道事業の業務に従事する職員の賠償責任
の免除について議会の同意を得なければな
らない場合は、当該賠償責任に係る賠償額
が十万円以上である場合とする。

宇部市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年条例第七十号）

旧

新

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定により、交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の九第八項の規定により、交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

